

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ(第7回)
2. 日 時 場 所	平成 25 年 4 月 26 日 (金) 午前 9 時 30 分～11 時 00 分 東京証券会館 第 1 会議室
3. 次 第	1. トータルリターンの制度要綱案の修正について 2. トータルリターンの通知に係る規則改正案について 3. 今後のスケジュールについて
4. 主な内容	1. トータルリターンの制度要綱案の修正について 事務局より、前回開催ワーキングにおける議論を踏まえた「トータルリターンの計算、通知の制度要綱案」の修正版に係る説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。 本会合で配付された制度要綱案については、ワーキング・グループのメンバーに対して、別途、意見募集を行うこととした。 (質疑応答の主な内容) 「1. 本制度導入の趣旨」 ・ 前回ワーキング開催時から変更が無いため、説明は省略。 「2. 対象とする投資信託の範囲」 ・ ブル・ベア型ファンドについて、ブル型単独もしくはベア型単独の場合は、トータルリターン通知の対象となるのか。 ⇒ブル・ベア型ファンドをトータルリターン通知の対象外にする理由の一つにスイッチングがあるので、ブル型単独もしくはベア型単独の場合は通知の対象になると考える。 ・ ブル・ベア型ファンドについて、ファンドとしてはスイッチングができることになっているが、実際にはスイッチングを行わず、売買で対応している場合、トータルリターン通知の対象になるのか。 ⇒現状の制度要綱案では対象になると申し上げざるをえない。(事務局) 「3. 各種投資信託等の取扱い」 ・ 通貨選択型ファンドでマネープールファンドを有している場合があるが、このマネープールファンドはトータルリターンの通知の対象になるのか。 ⇒そのように考える。(事務局) 「4. 対象とする顧客の範囲」 ・ 特段の質疑応答なし。 「5. トータルリターンの計算方法」 ・ 外貨建の投資信託のトータルリターンの計算については、外貨ベースのみ、円貨ベースのみ、外貨ベースと円貨ベースの双方、のいずれも認められると考え

てよいか。

⇒そのように考える。制度要綱案上の書きぶりについては別途検討する。(事務局)

「6. 通知の方法」

- ・ 6.(5)で、トータルリターンをホームページの顧客専用画面に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、電磁的方法を含む方法で顧客に通知する、とあるが、6.(2)との整合性はどうか。

⇒6.(5)の通知の中に「トータルリターンをホームページの顧客専用画面に表示する方法により通知するので、当該方法に同意しない場合は申し出てください。」旨を盛り込むことは可能と考える。ただし、同意も併せて取得しようとするのであれば、書面で通知する必要があると考える。(事務局)

- ・ 「本制度の開始」は各社のトータルリターン通知の開始を指すのか。

⇒本案件は自主規制規則の改正を予定しているが、「本制度の開始」は当該規則改正の施行日を指す。(事務局)

「7. 通知の頻度及び計算基準日」

- ・ (参考)の資料で、「(トータルリターンについて)お尋ねいただければ、いつでも直近のトータルリターンをご案内させていただきます。」とあるが、そのような取扱いが必要なのか。

⇒あくまで参考として記載したものであり、内容については各社の対応に沿った記載になると考えられる。(事務局)

- ・ トータルリターンの通知は制度上の定めとしては年1回以上とされており、年に1回の通知は義務、それを上回る頻度での通知は努力目標と理解している。その場合「積極的な対応」が望まれる、という表現では努力目標であることがわかり辛く、誤解を生じる恐れがあるため、削除いただけないか。

⇒その理解の通りであるが、「積極的な」という文言の削除は難しいと考える。(事務局)

「8. 通知の内容」

- ・ 顧客からの照会に対してトータルリターンを通知する場合、トータルリターンの計算式や税額計算において使用できない旨を書面により事前に通知している場合には、少なくとも投資信託の名称、計算基準日、トータルリターンの金額を回答すればよいとあるが、これは年1回以上の通知以外に各社が任意で照会対応する場合にも適用されるのか。

⇒本規則の解釈上は適用されないと考えるが、顧客への説明という観点では必要になってくると考えられる。(事務局)

「9. 計算期間」

	・ 前回ワーキング開催時から変更無いため、説明は省略。 「10. 本制度の適用について」 ・ 本制度の開始日前から顧客が保有している投資信託についても「積極的な対応」が望まれる、という表現は強制力を持つと考えられるので削除いただけないか。 ⇒削除は難しいと考えられるが、より適当な表現があれば検討したい。（事務局） ・ 「積極的な対応」を「可能な限り」といった表現に修正できないか。 ⇒「(システム開発に要する) コストを勘案して」といった表現にすることも考えられるが、表現についてはもう少し検討させていただきたい。（事務局） 「11. 制度の根拠」 ・ 特段の質疑応答なし。 「12. その他」 ・ 特段の質疑応答なし。 2. トータルリターンの通知に係る規則改正案について 事務局より、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正案について説明があり、別途ワーキング・グループのメンバーに対して意見募集がされることとなった。 3. 今後のスケジュールについて 事務局より、資料に基づき、トータルリターン通知制度に係る規則改正スケジュールについて説明が行われた。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）